

障発 0 1 2 4 第 4 号  
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」等の一部改正について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 49 号）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）が改正され、一部を除き、平成 26 年 4 月 1 日から施行されること等に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村等に対する周知につき配慮されたい。

なお、「精神障害者への対応について」（昭和 32 年 3 月 19 日衛発第 208 号厚生省公衆衛生局長通知）は、平成 26 年 3 月 31 日限りで廃止する。

#### 記

- 1 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」（昭和 63 年 6 月 22 日健医発第 743 号厚生省保健医療局長通知）の一部改正  
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）の一部改正  
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」（平成 12 年 3 月 31 日障第 251 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の一部改正  
別添 3 のとおり改正する。